

後期高齢者医療制度のお知らせ

▷平成26年度の保険料について

保険料額決定通知書を発送しますので、ご確認ください<保険料の決まり方(年額)は以下のとおり>。

<被保険者全員が納める額> 均等割額 (40,514円)	+	<所得に応じて納める額> 所得割額 基礎控除後の所得* × 所得割率 (7.41%)	=	青森県の保険料 (限度額57万円)
------------------------------------	---	--	---	----------------------

*基礎控除後の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額となります。

▷保険料の軽減措置について

所得が一定額以下の場合、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

▷保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や保険料を支払うことが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

▷保険料の納付について

平成26年度から東北6県内のゆうちょ銀行・郵便局およびコンビニエンスストアでも納付できます。

*コンビニエンスストアでの納付は、納期限を過ぎた場合や納付額が30万円を超える場合、お取り扱いできませんのでご注意ください。

問 国保年金課 内線2338/青森県後期高齢者医療広域連合 TEL017-721-3821

国民年金保険料の免除制度について

平成26年度の国民年金保険料は月額15,250円ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きにより、保険料の納付が免除または一部納付(一部免除)になる制度があります。

一部納付(一部免除)する場合の月々の保険料額(平成26年度)は、次のとおりです。

- ・ 2分の1納付制度 → 7,630円
- ・ 4分の1納付制度 → 3,810円
- ・ 4分の3納付制度 → 11,440円

この制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。このほか、30歳未満の方の保険料が猶予(所得審査あり)される若年者納付猶予制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

年金手帳または国民年金保険料納付案内書・印鑑・雇用保険受給資格者証等

問 弘前年金事務所 TEL0172-27-1337

国保年金課 内線2332

介護保険のお知らせ

▷平成26年度の保険料について

特別徴収(年金から天引き)の方には「特別徴収額決定通知書」(はがき)を、普通徴収(納付書による納付や口座振替による納付)の方には「納入通知書」(封書)を7月1日付けで送付しますので、ご確認ください。

▷保険料を滞納すると

サービスを利用した際の利用者負担は、通常は掛かった費用の1割ですが、保険料を2年以上滞納すると、サービスを利用するときに利用者負担が3割になり、高額介護サービス費等を受けられなくなります。

また、督促手数料や滞納期間に応じて延滞金が増加されます。保険料は必ず納期限内に納めましょう。

▷保険料の減免について

経済的理由などにより生計維持が困難な方は、申請により要件を満たした場合に限り、減免を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

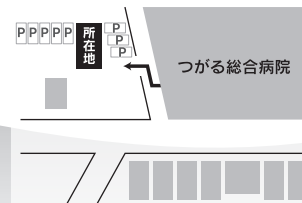
問 介護福祉課 内線2453

五所川原市を応援します!!



ファーマライズ薬局 五所川原店

無料 P 8台
 どの医療機関の処方箋でもお受けいたします
 青森県五所川原市柳町15-1 TEL.0173-33-5167



◎広報有料広告